

4 地域福祉の重点課題に対する取り組み

(1) 子育て支援体制の構築

- 近年、都市化の進展、核家族化や少子化の進行、共働き家庭の増加、更に社会経済情勢の変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもたちが集団で遊ぶ機会が少なくなり、子ども自身の健やかな成長への影響も懸念されています。こうした中で、いじめや不登校、自立できない子どもなど様々な問題が発生しています。
- 一方では、世代間の交流が少ないことから、家庭や地域での養育機能が低下し、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭の問題も顕在化し、児童虐待や自宅で保育する母親が社会的な孤立感やストレスに陥るなどの深刻な問題が増加しています。
- こうした核家族化や地域コミュニティの衰退による子育て機能の低下に対応するためには、地域社会全体で子育ての支援を進めていかなければなりません。家庭や地域社会、福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、子育て支援を推進するための体制づくりを早急に進めることが求められています。
- このような課題に対して、区としては、「子ども家庭支援センター」を整備し、子育て全般について、また、児童虐待など子どもの健全な育成にかかわる様々な問題を防止するため、関係機関とのネットワークを形成し、増大する子どもと家庭の問題に対して、地域との連携を図り、その解決に取り組んでいきます。

子どもと家庭の問題に関する総合相談の窓口として、個々の子育て支援事業や児童相談所・医療機関・警察など関係機関と連携し、児童虐待等の防止や問題への迅速・的確な対応を行い、地域と一体となった体制を構築していきます。
- また、これまでの子育て支援の施策を更に充実させていくことも必要です。

保健衛生施策においては、母体及び乳幼児の健康保持増進に加えて、健診や保健指導等を通じ、児童虐待の早期発見と適切な援助を行うとともに、子育て家庭の孤立感、子育てに対する不安感への対応課題として、保健師や助産師などによる新生児訪問、子育て相談を実施していきます。また、

保育施策においても、幼稚園・保育園の子育て相談、保護者同士の交流の場としての子育てひろばや児童館の幼児クラブ事業を充実していきます。

(2) 痴呆性高齢者対策と介護予防の推進

- 高齢になっても、住みなれた地域社会で、普通に安心して暮すために、「要介護」状態にある高齢者が、適切なサービスを計画的に利用できる介護保険制度の定着を図り、暮らしの福祉基盤整備を推進していきます。特に、高齢者が価値観や生活スタイルに合わせて、地域で安心して暮らせる多様な住まいを整備していくことが必要であり、中でも痴呆性高齢者グループホームの役割は重要です。
- 区では、これからの高齢化社会を支える有効な施策のひとつである痴呆性高齢者グループホームの設置促進のため、社会福祉法人やNPO法人とともに民間企業も含めて対象とした補助制度の整備に取り組んでいきます。
- 平成13年度の「高齢者実態調査」によれば、痴呆症の疑いのある高齢者の介護をしている人が要介護者の言動にとっても困ったときに誰に相談したかの問いに、家族や親族以外に相談したが67.3%で、相談したところは、病院・診療所が60.3%、在宅介護支援センターが55.9%、となっています。身近な地域で、安心して相談ができるためにも、在宅介護支援センターの役割はますます重要になってきており、その相談機能を充実していきます。
- また、高齢者の閉じこもりの防止や知的な活動等を促進し、脳血管性痴呆の原因となる動脈硬化や脳卒中を予防することも重要です。そのために、痴呆症を早期に発見し、周囲の関係者に適切な対応を促すとともに、痴呆性高齢者の介護に関する正しい知識や技術について、介護者を含めた地域住民に幅広く普及させることにも積極的に取り組んでいきます。
- 日本人の平均寿命は、20世紀後半に急激に伸びましたが、寿命が延びた半面、要介護高齢者が増えるなど、長寿に伴う問題も生じてきました。高齢者は、介護保険制度による介護サービスが充実してきても、現在の身体状況をより長く保ち、又は、改善されることを望み、住みなれた地域で暮らし続けたいと願っています。区では、高齢者が要介護状態になったり、又は、現在の要介護状態が更に進むことを防ぐために、「介護予防」のための施策を展開していきます。
- 介護予防の取り組みは、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機

関等と連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保することが重要です。

また、介護予防の事業が真に効果的であるかどうかを確認しながら展開することが求められており、事業評価を積極的に行っていきます。

- 具体的には、骨折の原因となる転倒の予防や日常生活の場でできる機能訓練、閉じこもり予防やデイホームの利用促進など、保健・医療サービスと併せた取り組みなどとともに、介護予防を必要とする高齢者の情報を十分に把握し、課題分析（アセスメント）を行った上で、適切な介護予防プランを作成することなどを通じて、介護予防の推進に取り組んでいきます。

（3）介護サービスの基盤整備

- 介護保険の実施により介護サービスは、利用者が事業者を選択し、対等な契約関係に基づきサービスを利用する仕組みへと変わりました。
- 介護保険制度の開始後、介護サービスの利用者が拡大するに従い、介護サービス分野に多様な事業者が参入し、全体的に介護サービス提供事業者が増加するなど、介護保険開始前に比べ、介護サービスの利用量が大幅に増えています。
- 今後、ひとり暮らし高齢者や痴呆性高齢者が増加し、施設サービスへの利用意向が一層高くなっていくことが予測されますが、それぞれの状態に適した介護サービスを組み合わせることにより、できる限り居宅で生活が送れることを重点化して、サービス供給体制の整備・調整が求められています。
- 区では、施設サービス、通所サービス、短期入所サービスを確保していくため、民間の介護老人保健施設や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設に対する補助制度を創設することなどにより、民間による施設サービスの区内誘致について支援策を講じ、サービス基盤の整備に取り組んでいます。
- 更に、区は、地域のサービス供給における環境整備と総合的な調整役として、施設サービスの利用指向から住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各種の高齢者施策の活用、介護予防の取り組み、相談体制の充実、痴呆性高齢者グループホームの設置促進等のほか、介護支援専門員のケアマネジメントに関するスキル・アップを図るとともに、介護サービス資源

の有効活用の促進と必要な居宅サービスを確保するため民間誘導を図っていくことにより、居宅サービス基盤の整備に取り組んでいきます。

(4) 支援費制度への移行・推進

- 平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、社会福祉事業や社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われました。
- この社会福祉基礎構造改革のひとつとして、障害者の福祉サービスの利用に関しては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ新しい仕組み「支援費制度」に平成15年4月から移行することになりました。
- これにより、これまでは措置費制度により提供されていた、障害者福祉サービスのうち、居宅生活支援（在宅で利用するサービス）と施設訓練等支援（施設に入所又は、通所して利用するサービス）の一部が、「支援費制度」に移行することになります。
- 支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係に基づき、自らの利用したいサービスとサービス事業者を選択し、直接契約により利用する仕組みとするものです。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービス提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることが出来るようサービスの質の向上を図ることが求められることとなります。
- こうした障害者福祉施策の変化の中で、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、自立と社会参加の促進のため積極的に取り組むことが求められています。
- 支援費制度の移行・推進にあたっては、区における情報提供や相談体制の充実を図るとともに、サービスの利用援助や情報提供等を地域で行う障害者地域自立生活支援センターの設置や、必要なサービス確保、更には質の高いサービス確保のため、民間事業者・団体の区内誘致や必要に応じた支援策に取り組み一層の基盤整備を図っていきます。

(5) 障害者福祉施設の整備

- 障害などの有無にかかわらず、区民の誰もが地域の中で安心して暮らせるまちにしていくためには、生活や自立支援のための施策を充実させることが重要課題となり、この課題を解決するために障害者福祉施設の整備が求められています。
- 平成13年10月の「福祉センターの機能整備のあり方検討委員会（中間のまとめ）」に基づき、成人の機能訓練の利用者の増加等に対応するため区内既存施設の活用により、成人の通所更生施設の整備に取り組んでいきます。同時に現在の文京福祉センターの機能整備を図っていきます。
- また、心身障害者（児）の様々な相談に応じるとともに、個々の状態に合わせた専門的な訓練や療育指導を行っている療育相談部門については、相談件数の増加とともに、障害のある子どもに対する療育指導ニーズは、今後も高度化・多様化することが見込まれることから、療育相談機能及び障害児の通所訓練の充実を推進していきます。
- 更に、支援費制度に対応し、在宅の障害者に対して在宅福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援及び各種情報提供等を総合的に行う「障害者地域自立生活支援センター」の設置に向け取り組んでいきます。
- 平成15年度からの支援費制度導入により、現在、主に措置として行われている事業が支援費に移行となります。

このうち、区立の大塚、小石川の両福祉作業所は、現在指定基準非該当施設であることから支援費制度の対象外となっています。

今後、国等の動きを見極めながら支援費の対象施設になるよう、検討し整備を進めていきます。

(6) 区民参画による福祉の地域づくり

- 地域福祉の推進にあたっては、それぞれの地域における住民自身による自主的、主体的な支え合いの活動や、まちづくりへの取り組みが不可欠です。
- 今後ますます進展する少子・高齢社会においては、ケアや支援を必要とする人々が大幅に増加し、公的制度によるサービス提供等では十分な対応を行うことは困難になります。

自助、共助、公助のバランスをとり、各々の担うべき役割、責務を適切に分担しながら、地域福祉の推進に努めていかなければなりません。特に、伝統的な地域のつながりが希薄になっている都市においては、共助に力を入れていく必要があります。

- 地域の人々による支え合いの活動、身近なその地域ならではの支援に大きな意義があります。人々の「つながり」を育み、区民参画による福祉の地域づくりに向けた取り組みが重要なものとなっています。

こうした取り組みの具体例としては、ボランティア活動、福祉NPO活動、社会福祉協議会の会員制度による住民参加型の在宅福祉サービス、ファミリー・サポート・センター事業、小地域福祉活動等があります。また、町会活動や公的制度ではありますが、民生委員・児童委員、話し合い員の活動等も大きく貢献しています。

- その中でも、社会福祉協議会の支援により平成13年度にスタートした「ふれあいいいきサロン活動」は、孤立や閉じこもりをなくして、住みなれた地域の中でいつまでも安心して暮らしていけるように、住民同士の交流を深め、仲間づくり・生きがいを進めるというもので、閉じこもりがちな高齢者等とボランティア、地域住民が集い、茶話会や食事会、趣味活動などを通じて、楽しい時間を過ごすことにより生活意欲の向上を目指す新しい取り組みとなっています。

今後は、こうした区民主体の支え合いの活動を更に推進し、行政と地域の人々とのパートナーシップによる地域福祉の充実に努めていくこととしています。

- また、ちょっとした手助けやサービスに対して、感謝の気持ちを通貨の形で表す地域通貨*（エコマネー）の動きが各地で広がり始めています。これは、ボランティア活動を地域に根付かせ、人々が支え合うまちづくりを目指す一つの活動と言えます。

こうした新しい共助の形にも注目し、行政としての支援のあり方を考えていく必要があります。

地域通貨 特定の地域やグループの中だけでやりとりするもので、「してほしいサービス」や「できるサービス」をあらかじめ登録し、サービスを受けた時に相手に支払う。まちづくりに着目してエコマネーとも呼ばれる。

(7) 福祉サービスの利用者の利益保護への取り組み

- 福祉サービスの利用が、従来の行政が主導する措置から、利用者自身がサービスを選択し、提供者との契約による方法に制度転換することに伴い、利用者の利益を保護するための対策が必要になってきました。新しい「社会福祉法」においても、第1条の「目的」で利用者の利益保護が明文化されています。

利用者の利益保護のための方策としては、福祉サービスを適切に選択し契約することが困難な判断能力が不十分な痴呆性高齢者、知的障害者などに対して、利用契約を支援する「福祉サービス利用援助事業*」、成年後見制度*の利用支援等があります。

- また、福祉サービスの利用が措置から契約に変わることにより、その基盤を支えるものとして、サービスの利用にかかわる苦情への対応、適切な解決が重要なものとなります。
- 本区においては、だれもが適切に福祉サービスを利用できるよう、こうした課題に対して、平成12年度に学識経験者、法曹関係者、福祉関係者等で構成する「福祉サービス利用者保護システム検討委員会」を設置し、検討を行いました。その結果を踏まえて、区の支援のもとに文京区社会福祉協議会が、平成13年10月に権利擁護センター「あんしんサポート文京」を開設し、福祉サービスの利用支援と苦情解決に一体的に取り組んでいます。
- 利用者保護のための方策としては、更に、利用者のサービス選択を保障するための仕組みとして、適切な情報提供を行うこと、また、福祉サービスの質の向上のため、第三者評価制度*の普及推進を図る取り組み等が必要と考えています。これらの課題については、東京都におけるシステムづくりの動向を把握しながら、本区に適した仕組み等を検討していくこととしています。

福祉サービス利用援助事業 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等のサービスを行う事業

成年後見制度 判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。平成12年4月に制度改正され、「後見」「保佐」「補助」の3区分に分かれた「法定後見」とあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」がある。

第三者評価制度 福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択に資するため、利用者でも事業者でもない第三者のサービス評価機関が一定の基準に基づき、客観的に評価する制度